

社会福祉振興助成事業の評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

当評価方針は社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）の事業評価の目的、評価項目・基準、結果の活用及び実施方法等について定めるものである。

1. 事業評価の目的

- (1) 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- (2) 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- (3) 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- (4) 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- (5) 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- (6) 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。
- (7) 評価のプロセスを通じて、助成事業の継続・自立を促すとともに、助成先団体の活動の発展・改善に貢献すること。

2. 事業評価の項目・基準

(1) 評価項目

評価項目		評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業推進姿勢	・事業実施のための明確な理念を持っているか ・事業に取り組む意欲・積極性は十分だったか	1
	事業実施体制	・団体内部のガバナンス体制の確保等、実施体制が整っており、また必要な専門性を備えているか ・有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・事業目的の実現のため、効果的、効率的、経済的な手法を用いて実施できたか ・事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	1

成果 評価	アウトプット (事業実績)	・事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか ・量的な指標をどの程度達成できたか	1
	アウトカム (直接的成果)	・事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	3
	インパクト (社会的成果)	・事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えると想定されるか ・事業の成果の他地域への広がりやその可能性がみられるか	3

※ウエイトの合計は10

(2) 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

(3) 総合評価

「(1). 評価項目」の項目ごとに「(2). 評価基準」の5段階(SからD)で評価し、各評価項目のスコアを決定する。各評価項目のスコアに「(1). 評価項目」のウエイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。総合スコアは、次の5段階(SからD)とする。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70以上90未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50以上70未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30以上50未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30未満	全般的に多くの課題のあるもの

3. 評価結果の活用

(1) 団体へのフィードバック

ヒアリング評価結果については、評価を担当した委員及び機構事務局の所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックし団体の活動や事業展開の参考に供することとする。

(2) 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

(3) 優れた事業の普及啓発

評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会等で広報することにより、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

(4) 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

審査・評価委員会は、評価結果を事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構はホームページ上などで公表する。また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努め、課題によって国に対して政策の提言を行う。

4. 評価の実施方法

事業評価の実施方法は以下とおりとする

(1) 自己評価

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成先団体が自ら評価を実施する。

(2) ヒアリング評価

機構が助成した全事業の中から、次の①から⑤に掲げる事業について優先的に選定し、直接ヒアリングし評価を実施する。

①当機構が示す助成テーマを横断して取り組まれた事業

②他地域への普及が期待されるモデルとなりうる事業

③複数年にわたって助成を行った事業

④モデル事業

⑤その他、機構事務局で特に高い助成成果が期待できヒアリングが必要と判断した事業

(3) 書面評価

(2)のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成先団体が提出した事業完了報告書等に基づき評価を実施する。

(4) フォローアップ調査

機構事務局は、助成事業終了後から1年以上経過後に、助成先団体へのフォローアップ調査を実施し、助成事業の継続状況や財源、助成事業による効果や課題などを把握し、助成制度や助成先団体への支援の在り方の継続的な改善などに結びつけることとする。

5. その他、留意事項等

- (1) 委員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 評価の公平・公正を確保するため、委員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合、若しくは当該団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を実施しないこと。
- (3) 委員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。